

# 税のオキジョク

心とめくもりが届く

No.373

2017

11

NOVEMBER



## 今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう  
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ◆ 29年分の年末調整
- ◆ 知っておきたいセキュリティ対策
- ◆ お知らせ ・一日公庫 15日(水) ・臨床心理士セミナー 16日(木)
- ◆ はしやすめ ・商品の「命がけの飛躍」
- ◆ 税務まめ辞典 ・事前確定届出給与とは？



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 29年分の年末調整



光陰矢の如し、早いもので今年も残すところ2ヶ月を切りました。毎年のことですが税務署から年末調整の書類が届くと冒頭の言葉が浮かんできます。

年末調整は企業や会計事務所にとって年末を締めくくる一大イベントではありますが、他方、確定申告をしない従業員にとっては年間の所得、還付又は不足の税額、来年の住民税や国保税、公営住宅の家賃や保育料などが確定する大事な業務でもあります。漏れなどがないよう下記のポイントを確認し、しっかりと準備をすすめましょう。

## 年末調整の準備資料とポイント

### 1. 各人の1年間の賃金台帳の整理・集計

- ・事業所の月毎の賃金台帳と納付した所得税徴収高計算書（源泉税納付書）と一致しているか
- ・中途入社の方から前職の有無を確認し、源泉徴収票を提出してもらいましょう

### 2. 各人の扶養控除等(異動)申告書

- ・全ての人（乙欄以外）が提出し、年初と年末の扶養親族の異動が確認されているか
- ・年少扶養・一般扶養・特定扶養の区別間違いないか（16歳未満は扶養控除できません）
- ・昨年末までにマイナンバーを記入している人については省略して構いません。
- ・中途入社や中途退職した方がいる場合は扶養控除等申告書の余白に日付の記入をお願いします

### 3. 各人の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書

- ・各種証明書の添付が必要（生保・介護医療・個人年金・地震・国民年金・小規模企業共済）
- ・社保適用がない従業員の国民健康保険料の記載を確認
- ・配偶者特別控除ができる給与収入103万円超141万円未満の収入の確認

### 4. 住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降の住宅ローン減税）

- ・平成29年分の住宅借入金等特別控除申告書と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です

## 昨年からの変更点

28年分と比べて大きく変わったところはありませんが、**年収1,200万円超の給与所得控除の上限が230万円だったのが、29年分から年収1,000万円超に対する給与所得控除の上限が220万円に引き下がっています。**

例えば28年と29年の年収が同じ1,200万円だった場合は給与所得控除が10万円少なくなり課税所得が増えることになります。

## 平成30年分の扶養控除等異動申告書の様式が変更

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭24.1.1以前生)	非で
		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族 (平8.1.2生~平12.1.1生)	
源泉控除 対象配偶者 (注1)			明・大 昭・平		
また	1		明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	

※ 29年分までは控除対象配偶者欄でしたが、平成30年分から「源泉控除対象配偶者」欄に変更されています。**平成30年中の本人の所得の見積額が900万円以下（給与収入が1,120万円以下）で配偶者の平成30年中の所得の見積額が85万円以下（給与収入150万円以下）の場合のみ記入してください。**

平成30年より本人の所得の見積額が900万円超（給与収入が1,120万円超）の方は扶養人数が変わりますので給料計算時の源泉徴収税額に注意してください。

※ 老人扶養親族及び特定扶養親族に該当する場合はチェックを付けるように変更されています。

# 知っておきたいセキュリティ対策



日頃パソコンやスマートフォンを使われている方であれば迷惑メールを受け取ったことがあるかと思いますが、中には一見ただけでは迷惑メールだと分からないほど巧妙になっているものもあります。

特に最近では実在する企業（カード会社など）を装ったものが多く、本当に利用している企業からのメールだと思ってしまうとウイルスに感染してしまう恐れもあります。

感染経路もメールに限らず様々なルートがあります。マルウェア（悪意あるソフトウェア）の種類も増えていますのでその対策が重要になります。

## マルウェアの種類

ウイルス	パソコンのプログラムを一部書き換え、ファイルを消去、電子メールのアドレス帳などを利用して自動的にメールを送信したりパソコンを起動できないようにする。多くのウイルスが自己増殖する仕組みを持つ。
ランサムウェア	パソコン内にあるファイルを暗号化し読み取れない状態にしたりするウイルス。元に戻すために身代金（金銭）を要求する。 <b>※金銭を支払っても元に戻らず逆にカモにされます。</b>
スパイウェア	パソコンに不正侵入してIDやパスワード、クレジットカードなどの個人情報を勝手に送信する。
トロイの木馬	役に立ちそうなアプリやファイルなどに偽装、あるいはOSの脆弱性を悪用して勝手にパソコン内に侵入して遠隔操作する。

## 主な感染経路と対策

感染経路	対策
誤って迷惑メールの添付ファイルを開いて感染	身に覚えのないメールは開かずに速やかに削除する。知り合いからのメールでも添付ファイルはすぐに開かず、スキャンしてから開く。
迷惑メールや怪しいWebサイトに掲載されたURLをクリックして感染	信頼できないURLは絶対に開かない。
WindowsなどのOSを更新しておらず脆弱性（不具合）から感染	OSやソフト（アプリ）は常に最新の状態に更新しておく。
感染したUSBメモリを接続して感染	安全か確認できないUSBなどは接続しない。USBメモリの自動再生機能をオフしておく。

## 万が一感染したら…

パソコンの動きが急に遅くなる、突然再起動を繰り返す、画面に見たことのない広告が表示される、身に覚えのないメールの送信履歴がある、ファイルが消えているなどウイルスなどに感染すると何かしらの兆候が表れます。

万が一ウイルスなどに感染した場合、①まずネットワークを遮断する。②その次にセキュリティ対策ソフトを使いスキャンして駆除する。③複数のパソコンをネットワークで繋いでいる場合は他のパソコンも感染していないか確認し、ウイルスが見つければ同様に駆除する。④パソコンのOSやソフトを最新の状態にする⑤不安であれば専門家に相談するなどしましょう。

**必ずセキュリティ対策ソフトを利用し、常に最新の状態にしておきましょう。更新プログラムのお知らせがある場合は無視せずに必ず実行しましょう。大切なデータをパソコンやスマートフォンに保存している方は日頃からバックアップを心掛けましょう。**

**セキュリティ対策が万全であっても、信頼できないメールやWebサイトは開かないようにしましょう。**

## お知らせ

先月号のインフォメーションでもお伝えしましたが下記の日程で一日公庫とセミナーを開催します。詳しくはインフォメーション10月号（No. 372）をご覧ください。

年末の資金繰り対策や賞与資金にご活用ください

日本政策金融公庫の貸付面談 「一日公庫」

日時：11月15日（水） 場所：（株）嶋会計センター 1階会議室



臨床心理士の先生から貴重なお話が聞けるセミナーです。職場の安全衛生管理指導にも役立ちます

臨床心理士が提案する「法律では解決できない精神的トラブル対処法」

日時：11月16日（木）午後1時30分～3時まで 場所：（株）嶋会計センター 1階会議室

# はしやすめ

## 商品の「命がけの飛躍」



自分の商品が売れるかどうか、事業主、経営者、企業、資本家、働く従業員にとっても文字通り死活にかかわる大問題です。

商品を仕入、生産する時は誰もが自分の商品は売れると思って生産します。しかし、その商品が本当に売れるかどうかはそれを市場に出して、実際に売れるまで分かりません。その商品が売れ残れば事業主はお金を手に入れることができません。カール・マルクスはこのことを「命がけの飛躍」という言葉で表しました。

商品の「命がけの飛躍」という言葉は「経済学批判」(1856年)や「資本論」(1867年)で登場します。

「商品価値が商品のからだから金(きん)のからだに飛び移ることは・・・商品の“命がけの飛躍である。この飛躍に失敗すれば、なるほど商品は打撃を受けないかもしれないが、商品所有者は確かに打撃を受ける」と表現しています。マルクスの時代は貨幣＝金(きん)だったので、「金(きん)のからだに飛び移る」とは商品から貨幣への転化という意味です。

今年、資本主義という言葉が誕生して150年目の年となります。1867年刊行の資本論第1巻第1篇第1章のマルクスの最初の言葉「資本主義的生産様式が支配している諸社会の富は・・・」これが「資本主義」という呼び方が世界に広がる出発点です。

それまでにも有名なアダム・スミスやデヴィッド・リカードなど多くの経済学者がいましたが、自分が研究の対象としたこの社会に特定の名前を付けることなど全くなく「社会」一般、「国民」一般であって、特別の名称である特定の社会形態だとはまだ考えられていませんでした。「資本論」では資本主義社会の歴史は16世紀に始まるとしています。命名されるまで約300年間かかりました。20世紀初頭までには資本主義の言葉は市民権を得、立場の異なる人たちも例えば社会学者マックス・ウェーバの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(1904年)など「資本主義」という表題をもった著作なども刊行されていきました。一部では資本主義の終焉と表現される危機の中で、将来を待ち受けているのは果たしてどんな社会なのでしょう。

# 税務まめ辞典

## 事前確定届出給与とは？

役員報酬が定期同額給与(毎月定額)でないとい損金算入できないのと同じように、役員に給与を支給する際には、事前に所定の届出書を、決められた期限までに税務署に提出し、その届出どおりの金額を支給しないと、その支給した金額を損金に算入することができません(これを事前確定届出給与といいます)。

ある会計期間で初めて届出をする場合には、以下のように期限が定められています。下記期限までに、株主総会、社員総会等で定めたいえで、事前確定届出給与の届出書と誰に、いつ、いくら支給するのかを明確に記載した各人別の付表を税務署に提出しなければいけません。その届出どおりに役員賞与を支給しなければ、全額損金不算入となってしまう。

以前は、期中に定額の役員報酬を変更して利益調整を図ることも可能でしたがそれがシャットアウトされました。役員の賞与については利益処分であり法人税法損金とされませんが、こちらは大企業の高額役員賞与を損金可能とする改正で複雑な経緯で現在に至っています。

役員賞与の支給は決まっていたのに事前の届出を提出し忘れたとか、支給時期に金額を間違えて支給したなどのうっかりミスがないよう注意してください。

なお、同族会社以外の定期給与を支給しない非常勤役員に支給する給与については議事録で定めておくだけで届出書の提出は不要です。

区分	届出提出期限
① 株主総会、社員総会等の決議により所定の時期に所定の金額を支給することを定めた場合	次のうちいずれか早い日 a. その決議の日から1月を経過する日 b. 会計期間開始の日から4月を経過する日
② 新たに設立した法人が所定の時期に所定の金額を支給することを定めた場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由により新たに事前確定届出給与の定めをした場合	①の届出期限と臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日とのうちいずれか遅い日